

事務連絡
令和6年9月25日

全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（周知依頼）

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方等又は調剤の取扱いについては、「保険医療機関及び保険医療費担当規則」（昭和32年厚生省令第15号）等関係法令の一部改正に伴い、令和6年10月1日より、選定療養の仕組みを導入することとし、具体的な取扱い等について、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」（平成18年3月13日保医発第0313003号）第3の30等においてお示ししたところです。

こうした取扱いに関する周知・広報については、厚生労働省ホームページにおいてポスター・チラシを公表し、これまでも、医療機関等における院内掲示など関係団体のご協力を得てきたところですが、医療保険者をはじめとした関係者の皆様方におかれましても、令和6年10月1日以降の円滑な施行に向けて、改めて内容をご理解いただくとともに、別添のチラシ等をご活用いただき、被保険者や関係者への積極的な周知・広報にご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○ 厚生労働省ホームページ

『後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html